

イ 案内標識

緑は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車

場」及び「まわり道

(120-B)

」を表示するものについては九ミリメートル、

「都道府県道番号

(118の2-A)

」、「総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

」及び「高さ

限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

」を表示するものについては十六ミリメートル、

「登坂車線」を表示するものについては十ミリメートル、「都道府県道番号

(118の2-B・C)

」及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメートル、

その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の太さとし、緑線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

ロ 警戒標識

緑及び緑線は、十二ミリメートルとする。

四 補助標識板の寸法

(一) 図示の寸法を基準とする。

(二) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率と同じ比率で拡大することができる。

都道における移動等円滑化の基準に関する条例を公布する。

平成二十四年十二月十三日

東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美

●東京都条例第四百十九号

都道における移動等円滑化の基準に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 歩道等（第三条―第九条）

第三章 立体横断施設（第十条・第十一条）

第四章 乗合自動車停留所（第十二条・第十三条）

第五章 路面電車停留場等（第十四条―第十六条）

第六章 自動車駐車場（第十七条―第二十五条）

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第二十六条―第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な都道の構造に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 都道 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第三号に規定する都道府県道のうち、東京都が道路管理者であるものであって、かつ、特定道路に該当するものをいう。

二 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設け

る傾斜路、通路若しくは階段、路面電車の停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。

三 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

四 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）で使用する用語の例による。

第二章 歩道等

（歩道）

第三条 都道（自転車歩行者道を設ける都道を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第四条 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める基準を満たすものとし、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとするものとする。

（勾配）

第六条 歩道等の勾配は、規則で定める基準を満たすものとする。

（歩道等と車道等との分離）

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下

「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは規則で定める基準を標準とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等寄りに並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第八条 歩道等（縁石の部分を除く。）の車道等に対する高さは、規則で定める基準を満たすものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回できる構造とするものとする。

2 前項の歩道等の部分の縁端の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。ただし、特別区及び市町村が様々な道路の利用者の意見を踏まえて定めた縁端の構造については、これによることができるものとする。

第三章 立体横断施設

（立体横断施設）

第十条 都道には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、移動等円滑化に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化が行われた立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化が行われた立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、当該立体横断施設の経路上に生じる高低差が小さい場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するエレベーター又は傾斜路のほか、移動等円滑化が行われた立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター等）

第十一条 移動等円滑化が行われた立体横断施設に設けるエレベーター、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下同じ。）、エスカレーター、通路及び階段（当該階段の踊場を含む。以下同じ。）の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

第四章 乗合自動車停留所

（高さ）

第十二条 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、規則で定める基準を満たすものとする。

（ベンチ及び上屋）

第十三条 乗合自動車の停留所には、ベンチ及び当該ベンチの上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

第五章 路面電車停留場等

（乗降場）

第十四条 路面電車の停留場の乗降場の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

（傾斜路）

第十五条 路面電車の停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、当該傾斜路の勾配は、規則で定める基準を満たすものとする。

（歩行者の横断の用に供する軌道の部分）

第十六条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、可能な限り小さくするものとする。

第六章 自動車駐車場

（障害者用駐車施設）

第十七条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車用の供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数及び構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

（障害者用停車施設）

第十八条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する施設（以下「障害者用停車施設」という。）

を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 障害者用駐車施設の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

（歩行者の出入口）

第十九条 自動車駐車場の歩行者の出入口の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。ただし、当該基準を満たす出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

（通路）

第二十条 障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち、一以上の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

（エレベーター）

第二十一条 自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口が設けられていない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、規則で定める基準によりエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 第十一条のエレベーターの規定は、前項のエレベーターについて準用する。

（傾斜路）

第二十二条 第十一条の傾斜路の規定は、前条第一項ただし書の傾斜路について準用する。

（階段）

第二十三条 第十一条の階段の規定は、自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口がない階に通じる階段の構造について準用する。

（屋根）

第二十四条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第二十条に規定する一以上の通路には、屋根を設けるものとする。

（便所）

第二十五条 障害者用駐車施設を設ける階に設ける便所の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第二十六条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するための設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第二十七条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所において乗合自動車の乗車口を案内するための箇所、路面電車の停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 第一項の視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内するための設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第二十八条 歩道等には、ベンチ及び当該ベンチの上屋を適当な間隔で設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（照明施設）

第二十九条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

2 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場及び自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間に

おける当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第三条の規定にかかわらず、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、同条の歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の部分を設けることができる。

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例を公布する。

平成二十四年十二月十三日

東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美

●東京都条例第百五十号

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な都立公園における特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（園路及び広場）

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七